

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 30 年 10 月 5 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800163号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800026号

第1 結論

昭和40年10月から昭和46年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年10月から昭和46年3月まで

私が昭和40年10月に結婚したことを契機に、母がA県B市のC出張所で私たち夫婦の国民年金の加入手続きを行い、当該手続き後に母から国民年金手帳を渡されたことを覚えている。

請求期間に係る国民年金保険料は、妻が毎月200円、夫婦二人分として計400円を自宅に来た集金人に納付していた。その際に領収書を受け取ったが、当該領収書は引っ越しに伴い、廃棄してしまった。

国民年金の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「昭和40年10月の結婚を契機に、母が私たち夫婦の国民年金の加入手続きを行い、妻が請求期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を毎月自宅に来た集金人に納付し、集金人から領収書を受け取っていた。」旨陳述している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続きを行い、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、請求者の国民年金手帳は昭和45年9月18日に発行されており、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、同年10月26日にB市において夫婦連番で払い出されていること等から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続きは、同年9月頃に行われたものと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年とされていることから、前述の加入手続き時点(昭和45年9月頃)において、請求期間のうち、大半の期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、請求期間の国民年金保険料を納付していたとする請求者の妻から、国民年金保険料を遡って納付したとの陳述も得られない。

さらに、B市政だより(NO.187 昭和37年10月号、NO.303 昭和48年5月号)によると、請求期間に係る国民年金保険料を集金の方法で納付した場合は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼り、検認印を押す旨記されているが、前述の国民年金手帳には、昭和45年度における国民年金印紙検認台紙欄に国民年金印紙の貼付及び国民年金印紙検認記録欄に検認印がいずれも見当たらず、同年度の国民年金保険料を納付した事情はうかがえない上、集金人から領収書を受け取ったとする請求者及びその妻の主張とも符合しない。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方による氏名検索を行ったほか、年金情報総合管

理・照会システム（紙台帳検索システム）により、請求期間にB市において払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者及びその妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800164号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800027号

第1 結論

昭和40年10月から昭和46年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年10月から昭和46年3月まで

私が昭和40年10月に結婚したことを契機に、義母がA県B市のC出張所で私たち夫婦の国民年金の加入手続を行ったことを覚えている。

請求期間に係る国民年金保険料は、私が毎月200円、夫婦二人分として計400円を自宅に来た集金人に納付していた。その際に領収書を受け取ったが、当該領収書は引っ越しに伴い、廃棄してしまった。

国民年金の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「昭和40年10月の結婚を契機に、義母が私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、私が請求期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を毎月自宅に来た集金人に納付し、集金人から領収書を受け取っていた。」旨陳述している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、請求者の国民年金手帳は昭和45年9月18日に発行されており、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、同年10月26日にB市において夫婦連番で払い出されていること等から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年9月頃に行われたものと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年とされていることから、前述の加入手続時点(昭和45年9月頃)において、請求期間のうち、大半の期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、請求者から、国民年金保険料を遡って納付したとの陳述も得られない。

さらに、B市政だより(NO.187 昭和37年10月号、NO.303 昭和48年5月号)によると、請求期間に係る国民年金保険料を集金の方法で納付した場合は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼り、検認印を押す旨記されているが、前述の国民年金手帳には、昭和45年度における国民年金印紙検認記録欄に検認印が見当たらず、同年度の国民年金保険料を納付した事情はうかがえない上、集金人から領収書を受け取ったとする請求者の主張とも符合しない。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方による氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照会システム(紙台帳検索システム)により、請求期間にB市において払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。